

事故当時、当該タクシーの運転者は知人とスナックで飲酒後、知人を自宅へ送る途中で事故を引き起こした模様。

(3) タクシーが酒気帯び運転による事故2

3月18日(月)午前3時55分頃、東京都において、都内の個人タクシーが空車で走行中、道路右側のガードレールに衝突し横転した。

この事故により、当該個人タクシーの運転者が軽傷を負った。

事故当時、当該運転者は車内に閉じ込められた状態となり、レスキュー隊によって救助され、頭部を打っていたことから病院へ搬送されたが、救助時に酒の臭いがしたため、警察は運転者の回復を待って、飲酒の状況を事情聴取する予定。

(4) タクシーがひき逃げした事故

3月19日(火)午前0時頃、埼玉県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で運行中、女性を撥ねて死亡させた。

事故後、当該タクシーの運転者は恐くなって逃げ、その後も営業したのち営業所に帰庫後、人を撥ねたかもしれないと申告し、運行管理者と警察に出頭したため、ひき逃げる疑いで逮捕された模様。

(5) タクシーが歩行者を撥ねた事故

3月20日(水)午前4時30分頃、千葉県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客2名を乗せて運行中、道路に横たわっていた歩行者に気付かず轢いた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

(6) タクシーと乗用車が衝突した事故

3月21日(木)午前0時30分頃、岐阜県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、信号機のない交差点で乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が重傷、当該タクシーの運転者及び当該乗用車の同乗者1名の計2名が軽傷を負った。

事故当時、当該交差点は当該乗用車側に一時停止の標示があり、当該乗用車が一時停止をせず交差点内に進入し、当該タクシーに衝突し、この弾みで、当該タクシーは左方向へ飛ばされ、電柱に正面から衝突した模様。

(7)トラックと軽自動車衝突した事故

3月15日(金)午前2時頃、栃木県において、福島県に営業所を置くトラックと軽自動車が正面衝突した。

この事故により、当該軽自動車の運転者と助手席の2名が死亡、後部席の1名が負傷した。

事故現場は見通しの良い片側1車線の直線道路で、事故当時、当該軽自動車が



【3. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について】

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまでも平成23年10月14日付け文書（国自安第32号）等で徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成24年12月23日、静岡県静岡市の交差点において、乗客15名を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客8名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計10名が軽傷を負う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。



【4. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成24年上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故防止対策に取り組む必要があるため、平成24年8月に、トラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→ (<http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf>)



【5. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

昨年8月2日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を发出しましたのでお知らせいたします。

→ (<http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf>)



【6. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

昨年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、同年6月11日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等を取りまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、6月29日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

- 「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（6月11日公表）

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html

- 「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」（6月29日公表）

1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用

→ 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html)

2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

